

平成 21 年度 第 4 回返還促進策等検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成 22 年 3 月 29 日 (月) 14:00~16:00

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3 階 翡翠

3. 議 事

- (1) 平成 21 年度返還促進策等検証委員会報告書 (案) のとりまとめ
- (2) その他

4. 出席者

(◎委員) 50 音順

齊藤委員、佐原委員、島委員(委員長)、宗野委員、渡辺委員

(○機構)

尾山理事、石矢奨学事業部長、二木奨学事業部副部長

(△文部科学省)

下間学生・留学生課長

5. 議事概要

(機構から報告書 (案) 項番 1 についての説明)

- ◎ 委 員 : 総回収率 82% の目標値について、景気動向等を勘案するということは、景気動向によって総回収率が下がることもあり、また逆に上がることもあるので、両方を認識しておくべきである。そういった観点からすると、そもそも目標値を一つの数字で出すのではなくて、幅を持たせるという考え方もあるということ意見を意見として追加させていただきたい。
- △文科省 : 総回収率については、82% 以上が目標とあるので、景気動向にかかわらず目標値としての 82% 以上を達成するということである。82% は最高値ではないということが、これまでの関係省庁とのやりとりの中ではあったので、「以上」と入れた方がよいのかなと思う。また、「今後実施が予定されている施策」とあるが、この報告書が 3 月末日にとりまとめられるということになると、22 年度以降にやるといように読み取れるので、今後というのがこの 21 年度の末において、実施されている施策だということがどこかに分かるかたちがあった方がよいのではないか。ここだけ見ると、今後取り組むことがあるというように読めるので、日付を入れたらどうかと思う。債権管理指標については、21 年度から第 2 期中期計画下に入っているのでは

やはりこの補助指標を併せて用いる、あるいはそもそも回収率から延滞率を基軸としたところに変更する点については、慎重な書き振りが好ましいのかなと思っている。

- 機構：実施予定の回収施策は、既に実施されているものがほとんどであり、結果がこれから表れてくるので、日付を入れる方向で検討したい。
- ◎委員：総回収率 82%以上に関して、目標値を動かすということは、何でもありというような話になってしまう危険性があることは認識している。ただ一方で、経済状況と回収率の問題は密接に関係していることを記載する必要はあると考えている。

(機構から報告書(案)項番2についての説明)

- ◎委員：長期延滞債権については回収余地のない債権と捉え、漸次償却を進め、償却基準の見直しも行うようだが、償却基準の見直しは比較的簡単にできるものか。もし、大変な作業だとすれば、財務的なことは置いておいて、償却基準の見直しではなくて、実質的に破綻している債権を償却とは全く別の基準を作り、回収施策の対象から外す方が、もっと現実的なのではないか。そうすることによって、82%の総回収率というのは、要回収額に対する回収額の割合であるが、実質破綻している債権は、この要回収額から除くべきであり、実態としてもその方がよいと思う。

- 機構：償却の基準については、本人が行方不明の場合と破綻している場合となっているが、他の政府関係金融機関の償却基準から見てもかなり厳しいと認識をしている。償却基準を見直すことについては、ぜひ取り組んでいきたい。一方で実質破綻債権を取り除くという方策も考えられるので、両論併記としてもよいのではないかと思う。
- ◎委員：この償却の基準を見直すということは、当然やるべきだと思っている。ただ、時間がかかるのであれば、実質破綻している債権は別に置いて考えた方が手っ取り早いのではないかという意味である。

△文科省：償却基準の見直しは必要であるが、難しい部分もあるので、こうした指標を複数工夫することで、金融機関と同様の立場で健全性を問われたとしても、通常の金融機関であれば、当然償却しているような債権について、貸倒引当金を計上していることでもあるので、仮に整理をすれば、このような基準になるということ併記する方法がよいと理解している。

(機構から報告書(案)項番3についての説明)

- ◎委員：学校から返還説明ビデオの利用料を広く、浅く徴収して、機構の費用負担を減らすという方策を取り入れることができなにかをご検討願いたい。機構だけで決めることは難しいとは思いますが、奨学金制度というのは、基本的には奨学生が受益者であるが、この奨学金制度のおかげで、学生が学校に通うことができるようになり、授業料を払うことで、陰の受益者としての学校があると考えられる。滞納によって奨学金制度が存続できなくなると、学校側にも重大な不利益があるという意味で、学校側にも奨学金返還の滞納問題について当事者意識を持っていただく必要があると思う。現在、学校側には貸与の手続等に関して協力してもらっているが、返還に関しても費用の一部負担を含め、返還指導などの協力をさせていただきたいと思う。貸与している機

構が責任を持って回収するのは当然のことであるが、返還説明ビデオの利用料という形で回収費用の一部について、受益者負担の観点から、学校側に負担にならない程度の費用負担を求めるということを検討してもよいのではないかと思う。

◎委員：返還説明ビデオの視聴は非常に重要なご意見なので、必ずしも適格認定時だけではなくて、適切なタイミングでより幅広く有効に使えるような文言に直す方がよいのではないかと思う。

◎委員：返還説明ビデオの視聴を適格認定や採用時、申込時、卒業時というように広く行わせることはよいと思う。

◎委員：適格認定時と限定的に書くよりもそのステージ毎での確な返還指導をするという表現でよいと思う。

◎委員：ただ、この適格認定時が唯一、採用後の学生に対して義務付けができるポイントなので、そこは入れておいたほうがよいと思う。あとは、採用前であれば、ビデオを見ないと申し込みできないという案も考えられる。採用前や適格認定時等、視聴を義務付ける機会を適切に設けないと、返還説明ビデオを作成しても見ないで卒業してしまう人がいると思う。

◎委員：適格認定時に返還説明ビデオの視聴を確実に行うという文言は、残しておいた方がよいと思う。奨学生が適格認定の時に必ずそこにアクセスしないと適格認定が完了できないという仕組みができれば、理想的である。

△文科省：学校に返還説明ビデオの費用の一部負担を求めることについては、やはり貸与だけではなく、返還についても学校の協力を得るということは大変重要であると思う。学校にご理解をいただき、協力を得ながら、回収を進めるというところを明確にした上で、学校の一部負担については検討の余地があるのかもしれない。報告書の項番3において、前段は機構として取り組むべきことであるので、そのフォローアップをしっかりと検討し、検証委員会への報告をするなどのスケジュール感があってもよいのかなと思う。また、外部シンクタンクによる学種毎のシミュレーションで、返還総額の小さな学種で延滞傾向が高いことが、総額が小さいことによる返還意識の低さが原因というところは疑問に思っており、具体には高等学校や専修学校高等課程であるが、卒業後の就業、あるいは環境といったことが返還の困難さにつながっていると思う。そのことが背景にあり、例えば高等学校とか区分して議論することが必要ではないかと思っている。今回、この属性によるシミュレーションの結果は、必ずしもこの学種については課題があるとは出ていないので、今回の報告に盛り込むことは難しいかと思うが、そういった点からも検討していただきたい。

◎委員：学種毎の回収率の問題は重要なので、対応を検討したいと思う。また、先ほどの総回収率 82%の問題について、幅を持たせた方がよいと言ったのは、例えば、「以上」という書き振りであれば、例えば、80%から 84%という幅を持たずという発想である。つまり、経済状況がよくなれば、目標値は高くしないといけないし、悪くなれば実態に合わせて下げる必要があるということである。単純に総回収率

82%以上で、一本でやるのが、機構が持っている能力を本当に出し切るかたちの目標設定になるのか、どうなのかということを考える余地はあると思う。

- ◎委員：適格認定時に返還説明ビデオを視聴させるのであれば、22年度では、12月頃までには、こういうビデオ等を作って、システムを構築しないと使えないこととなるので、今から取り組んで実現可能かどうかを伺いたい。
- 機構：スカラネットの中にビデオを取り込んで、それを見ることで前に進めるという仕組みは、今からの改修は、厳しいと思う。今、機構のホームページにはいろいろなビデオを掲載しているので、例えば2年生の適格認定時に見るビデオといったものを掲載しておいて、それを見たか見ないかという設問項目を設けて、それを見れば先に進めるというような仕組みであれば、そんなに大きな改修も必要なく可能なのかなと思う。
- ◎委員：適格認定時にビデオを見た人でないと分からない設問を設けて、正解しないと申請書を送信できないというかたちでもよいのではないか。
- △文科省：人的保証機能を強化することは、どういう議論を踏まえたものなのか。というのは、政府部内の会議では、奨学金回収策の選択肢の一つとして、すべて機関保証にするという議論もあり、それに対して人的保証機能を強化するというは、どのような提言があったのか。
- 機構：以前、有識者会議等でも、議論のあったところであるが、今、機構は連帯保証人と保証人の二人で人的担保を取っているが、保証人の担保能力がかなり弱いので、連帯保証人を二人にし、人的保証機能を強化したいということである。
- ◎委員：実施の目標期限としては、例えば22年度内に実施予定、実施準備と記載した方がよいと思う。
- 機構：平成20年の6月の返還促進方策、過去の有識者会議においては、提言を受けてから直ちに準備に取りかかったが、やはり準備に時間のかかるものもあり、20年度中にできたもの、21年度までかかったものがあつた。また、22年度から実施しなければいけないものも少しは残つた。報告書に書く意味としては、直ちに実施のための準備に着手するということであり、いつまでに実施しなければこの報告に反するというものではないと考えている。
- ◎委員：早期導入が望ましいという意向であり、期限を決めて実施しないといけないというわけではないが、出来る限り早く導入していただきたいと考えている。
- 機構：いずれにしても直ちにこれが実施できるように、予算要求が必要なものは予算要求をし、執行部の運営費交付金の中で対応できるものは対応していきたいと考えている。
- △文科省：回収業務全般について、委託した場合のコスト分析をした上で、一層の民間委託を検討するというのは、既に進めているわけで、今後の回収プロセスとしては、法的措置を中心として、機構職員がこれを行い、早期のものから順次民間委託をするということであるが、回収プロセスの標準化について、本委員会の提言に十分に反映され

ていないのではないか。

◎委員：非常に限られた時間の中で議論しているため、外部シンクタンクの分析結果全てに関して、十分な議論できているわけではないという問題点もあるので、そのことを踏まえた上で対応を考えたいと思う。この委員会を通じて、やはり一番重要だと考えていることは、返還促進は、現在の財政状況などを勘案して、進めなければならないということである。そういった観点から、有識者会議の意見を踏まえて、機構で、さまざまな返還促進策が進められているが、返還促進というものが、根本的に教育の機会均等という理念とそぐわない形になってはいけなとと考えている。例えば促進策を強化することによって、奨学金の借入を忌避し進学を断念するという人が出てくることがないようにしなければいけない。教育の機会均等という理念に、常に立ち戻りながら返還促進策を検討していくことが非常に重要なことだと思う。奨学金制度は相互扶助の制度なので、返還の部分ばかりに過度に対応してしまうと、上記の理念と齟齬が出かねない。この委員会を通じて相互扶助のシステムが破綻しないような制度を設計していくことを、皆様のご協力によって進めてこられたのではないかとと思う。幾つか検討事項として残っている部分はあるが、これについては、委員長にご一任をいただければと思う。

◎委員：文部科学省から、全般的な意見を踏まえて、ご意見をお願いしたい。

○文科省：奨学金制度を担当する私どもとしては、まず教育機会の均等、奨学金を必要とする人が借りやすく、返しやすということも重要であるが、より柔軟な仕組みを常に求め、考えていくことも大変重要であり、本委員会においては、その返還促進策の検証をいただく場であるので、奨学金が必要な人にとって、より活用しやすい仕組みを機構と一緒に考えてまいりたい。また、ご提言いただいたことを22年度の取り組みに反映させて、必要な改善を図りたいと考えている。いずれにしても、貸与制であるこの奨学金制度においては、給付制奨学金の創設などの課題もあるが、まずは貸与制の奨学金制度における返還の猶予、免除が的確に実施できるように取り組んでまいりたい。今後もこの検証の場において、さまざまな取り組みについてのご意見等を賜ればと考えている。

◎委員：機構からこの議論の内容について意見をお願いしたい。

○機構：奨学金貸与事業については、第2期中期計画において、総回収率を中期計画期間中に82%以上とすること、また、大学および大学院等の19年度末における3カ月以上延滞額を3年で半減を目指すこと等が明記されており、さらなる回収強化を求められているところである。このため、本機構においては、委員会でいただいた皆様方のご意見を踏まえ、返還促進策の強化・充実を図ることにより、中期計画の目標値等を増やすとともに、奨学金貸与事業が一層充実するよう、全力を尽くしてまいりたい。返還促進方策の効果等の検証については、毎年度検証することとなっているので、奨学金貸与事業の健全性確保のため、来年度においても皆様にご出席を賜り、さまざまなご意見等をいただければと考えている。

(以上)